

県内企業新入社員向け合同交流会セミナー実施業務プロポーザル選考実施要領

令和6年3月11日
鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

1 趣 旨

- 本県における大学卒業生の離職率（入社1～3年目）は全国平均に比べ高く、県内企業の人材確保を進めるためにも、若手社員の離職を防止するための対策が急務である。
- 若手社員の離職理由としては、人間関係を挙げることが多く、これは身近な相手への相談によって防止することが可能である。しかし、特に中小企業では人数が少ないことに加え、同世代が存在せず、気兼ねなく仕事等の相談ができる相手が作りにくい状況にある。
- また、離職を考える若手社員は、入社直後には離職を考え始めていることから、早期離職を防止するためには、特に入社時～入社9か月までの対応が求められている。
- さらに、県内中小企業には資金、マンパワー不足で、新入社員向け研修が開催できていない企業が多く、そもそも新入社員には十分な学び、交流の機会が与えられていない。
- これらのことから、入社時～入社9か月までの新入社員向け研修を行い、かつ、参加者同士が同世代の相談相手としてつながることができるような仕組みづくりを行うことで、職場定着及び離職率の低下を図る。

以上のことから、県内企業の新入社員向けセミナー実施に係る業務（県内企業新入社員向け合同交流会セミナー実施業務。以下「委託業務」という。）について、下記のとおり企画提案方式（以下「プロポーザル」という。）により委託先の募集を行うものである。

この要領は、委託業務の委託先を決定するために行う公募型（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める方法）によるプロポーザルの実施に関して、必要な事項を定めたものである。

2 委託業務の内容等

(1) 業務名

県内企業新入社員向け合同交流会セミナー実施業務

(2) 委託業務の内容

上記1で掲げた趣旨に沿って、県内中小企業における新入社員を対象にしたセミナーを開催すること。（なお、入社前時点（入社内定者）に係る対策については、委託業務の中に含まれない。）

ア 内容

セミナーの内容には、参加者が以下の項目を学べる内容を盛り込むこと。

- (ア) 仕事のふりかえりや目標の設定（他の参加者との共有を含む。）
- (イ) 仕事をする意義や効率的な仕事の進め方
- (ウ) 業務遂行に求められる企画力、発言力、プレゼン力の向上

イ 開催時期

- (ア) 入社5か月セミナー
令和6年8月頃、半日程度×2日×3回（参加者が属する企業の地域）
- (イ) 入社9か月セミナー
令和6年12月頃、1日程度×1日×3回（参加者が属する企業の地域）

ウ 開催方法

参加者及び講師等が会場に集まる形式で開催する。1の趣旨を踏まえ、より効果的な実施が見込まれる場合は、契約の相手方（以下「受託者」という。）と相談の上オンラインで開催する場合がある。

エ 対象者

県内中小企業における新入社員（社会人経験者を除く入社1年目（10～20歳代）の社員）
ただし、入社5か月セミナーと入社9か月セミナーの両方に参加することを参加の条件とする。

オ 参加者数

30名×3地域＝計90名の参加を想定している。

カ 受講料

受講料（テキスト代等一切の経費を含む。）は無料とすること。

キ その他留意点

（ア）セミナーはグループワークを中心とし、講師による一方的な説明はなるべく行わないこと。

（イ）アイスブレイクを多く取り入れ、参加者同士の交流を深める工夫をすること。

（例：参加者には事前に自己紹介票を作成していただきセミナー参加者に配布する。 など）

（ウ）入社5か月セミナーと入社9か月セミナーでは連続したテーマ、課題を設定すること。

（例：来年度入社する新入社員向けの研修カリキュラムを検討する。 など）

(3) 委託業務に係る人員配置

委託業務を円滑かつ効率的に実施するとともに、適切な管理運営を行うための体制を確保すること。

(4) 委託業務の期間

委託業務の期間は、令和6年6月3日（月）から令和7年1月31日（金）までとする。

(5) 募集团体数

1団体

3 委託業務に係る経費

(1) 予算額

金2,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(2) 対象経費

対象経費は、次のとおりとする。

ア 講師講義料

イ 運営費（講師補助のための人件費を含む。）

ウ テキスト代（郵送が必要な場合は発送に係る経費を含む。）

エ その他雑費（オンライン開催の場合の運営側のソフト利用料、機材リース料等を含む。）

オ 第三者への委託費（ただし、委託業務に係る契約金額の50パーセントを超えないこと。）

【委託料に含まれない経費】

ア 会場使用料（本県が負担）

イ オンライン開催の場合に係る参加者側の通信環境整備に係る経費（企業側で負担）

(3) 委託料の支払

実績額に応じた精算払とする。

4 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

(1) 日本国内に事業所を有する団体（法人格の有無は問わない。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 令和6年3月11日（月）から同年4月12日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 事業実施のための団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びに責任者等を明確にした規約その他の規定が定められていること。

(5) 法人格のない任意団体にあつては、代表者の定めがあること。

(6) 委託業務と同等の実績があること。

5 募集期間

令和6年3月11日（月）から同年4月12日（金）午後5時15分まで（必着）とする。

6 手続等

(1) 実施要領の交付

本実施要領は、令和6年3月11日（月）から同年4月12日（金）までの間にインターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/303019.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年3月11日（月）から同年4月12日（金）までの間の日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課
電話 0857-26-7662
ファクシミリ 0857-26-8169
電子メール koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

(2) 提出書類

次に掲げる書類（以下「企画提案書等」という。）を5の募集期間内に必ず到着するよう提出すること。

ア 企画提案書（別記様式1）

イ 誓約書（別記様式2）

ウ 見積書（様式任意）

経費の明細を算出した上でその経費（内訳を含む）を記載し、消費税及び地方消費税の額を含めた見積金額とすること。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、3の（1）に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

エ 企画提案の内容を理解するために参考となる書類（様式任意、A4サイズ5枚以下）

オ 団体の概要が分かる書類（定款、規約等代表者の定めが分かるもの）

カ 4の（6）を満たすことが分かる書類（契約書の写し等）

(3) 提出方法

持参又は郵送

なお、持参による場合は、5の募集期間内（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。

また、郵送による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）によることとし、5の募集期間最終日の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出部数

（2）に示す書類各4部（正本1部、写し3部）

(5) 企画提案書等の提出先及び委託業務の仕様に関する問合せ先

（1）のイに同じ

(6) その他留意事項

ア 企画提案書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は返却しないものとする。

ウ 提出された企画提案書等は、提出者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

エ 4の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して選定の取消しを行うことがある。

オ 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に不明な点がある場合は、本県から質問事項に関して文書で照会するので、これについての回答を速やかに文書等で提出すること。

7 質問の受付

(1) この公募型プロポーザルについての質問がある場合には、質問書（任意様式）を作成し、持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により6の(1)のイの場所に提出すること。なお、ファクシミリによる場合は、提出後、必ず6の(1)のイの場所に電話をすること。

(2) 受付期間

令和6年3月11日（月）から同月29日（金）午後5時15分まで（必着）とする。

なお、持参による場合は、受付期間内（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。

また、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、受付期間最終日の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 回答方法

インターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/303019.htm>) により令和6年4月5日（金）までにまとめて閲覧に供する。

8 選考

(1) 提出された企画提案書等を比較検討し、提案者の順位付けを行うため、「鳥取県公募型プロポーザル方式受託者選定等審査会（県内企業新入社員向け合同交流会セミナー実施業務プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会の審査員は、「県内企業新入社員向け合同交流会セミナー実施業務委託に係る審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、企画提案書等の内容を審議し、最も優れた企画提案をした者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。

(3) 審査は書類審査とする。なお、提案者に対しては、必要に応じて、追加資料の提出、プレゼンテーションの実施等の対応を依頼する場合もある。

(4) この公募型プロポーザルに関して、審査会の審査員又はその予定者に対し事前に働きかけ等を行った者は、企画提案書等の内容にかかわらず失格とする。

9 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知するとともに、その概要をインターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/303019.htm>) に公表する。

10 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は下記のとおりとする。ただし、(1)、(2)及び(4)以外は状況に応じて前後する場合もある。

(1) 公募開始	令和6年3月11日（月）
(2) 質問書提出期限	令和6年3月29日（金）
(3) 審査員の任命	令和6年4月上旬
(4) 企画提案書等提出期限	令和6年4月12日（金）
(5) 審査会の開催（書類審査）	令和6年4月下旬
(6) 審査結果の通知、公表	令和6年5月上旬
(7) 契約締結の協議及び見積り依頼	令和6年5月中旬
(8) 契約締結及び委託業務開始	令和6年6月3日（月）

11 その他

(1) 契約の締結

8の(2)により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書（明細書含む。）を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、審査要領に基づき順位付けをした上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、鳥取県会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(3) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(4) 鳥取県議会令和6年2月定例会において、委託業務に係る予算が成立しなかった場合は、この公募型プロポーザルを中止し、企画提案書等の審査及び契約に係る一切の事務は行わないものとする。